

川口コミュニティ推進準備委員会の活動状況等について

1 川口コミュニティ推進準備委員会・推進準備部会 活動の経緯

川口地域では、コミュニティセンター開設を目指し、平成 27 年度から「川口コミュニティ検討委員会」、令和元年 10 月からは「川口コミュニティ推進準備委員会」を設置し、準備を進めて来ました。

なお、川口コミュニティ検討委員会以来、総代会からも代表者を選出していただき、委員会に参画していただいています。

平成 27 年度～30 年度	
	●「川口地域コミュニティ検討委員会」が立ち上がり、川口地域コミュニティセンターの必要性について検討を重ねた結果、「川口地域にコミュニティセンターは必要である」との結論に至る。
令和元年度	
7 月	●川口支所内にコミュニティセンター事務局開設
10 月	●推進準備委員・専門部会員の選任 ★第 1 回推進準備委員会の開催 議題：「川口が求めるコミュニティセンターの姿や役割について①」
11 月	★第 2 回推進準備委員会の開催 議題：「川口が求めるコミュニティセンターの姿や役割について②」 ○広報誌 No. 1 の発行
12 月	☆第 1 回推進準備専門部会の開催 議題：「推進準備委員会について」「部会長・副部会長の選任」「部会で取り組む事業について」
1 月	☆第 2 回推進準備専門部会の開催 議題：「R 2 年度事業案の提案・分類・優先順位付け」 ★第 3 回推進準備委員会の開催 議題：「R 2 年度事業計画の検討」「視察研修についての意見交換」「分館長会議の内容報告」
2 月	☆第 3 回推進準備専門部会の開催 議題：「R 2 年度事業案の絞り込み」 ●以下、新型コロナウイルス拡大防止のため、会議の自粛
3 月	○広報誌 No. 2 の発行
令和 2 年度	
4 月	●正副委員長打合せ
5 月	●正副委員長打合せ ○広報誌 No. 3 の発行（以後、毎月発行）

6月	<p>★第4回推進準備委員会の開催</p> <p>議題：● 今後の検討課題・進め方の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川口コミュニティ推進組織について ● 川口コミュニティセンター センター長・コミセン主事の募集・採用について ● 説明会の開催方法について ● 川口コミュニティセンター開設時期について(新型コロナウイルス感染防止対策による開設時期の変更)
7月～ 8月	<p>コミュニティ意見交換会(7月27日から8月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所…木沢集会所・泉水分館・牛ヶ島集会所・相川サンウッド・西川口集落開発センター・川口公民館・和南津集会所・中山集会所・田麦山分館 ・内容…①公民館とコミセンの違い ②コミセン準備委員会の組織について ③公民館分館事業(地区館行事含む)のコミセン移行についての意見交換
8月	<p>★第5回推進準備委員会の開催</p> <p>議題：● 川口コミュニティセンター開設時期について</p> <p style="text-align: right;">→ 令和3年3月開設予定で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川口コミュニティセンターの予算について ● コミュニティ意見交換会の意見紹介 ● 川口コミュニティセンター組織図の検討「川口コミュニティセンター」
10月	<p>★第6回推進準備委員会の開催</p> <p>議題：● コミュニティ運営委員会の検討・決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ運営委員会の役割について ・コミュニティ運営委員会の構成員について ● 役員会等の構成の検討・決定について ● 総会の有無について ● コミセンに関する名称等の検討について ・コミセンの組織名…川口コミュニティ推進協議会 ・運営委員会…コミュニティ運営委員会 (コミュニティ運営委員会は、コミセンの中核となる組織です) ・広報担当部署………広報委員会
11月	<p>★第7回推進準備委員会の開催</p> <p>議題：● 川口コミュニティ推進協議会規約(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川口コミュニティセンターオープニングについて ● コミセン職員(センター長及びセンター主事)の募集について

12月	<p>☆第4回推進準備専門部会の開催</p> <p>議題：● 川口コミュニティ推進協議会組織図（案）・同規約（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各専門部会提案事業の確認について ● コミセン職員（センター長及びセンター主事）の募集について
1月	<p>☆第5回推進準備専門部会の開催</p> <p>議題：● 専門部会提案事業中、優先して実施すべき事業及び関連団体等について（住民に広く参加を呼びかけたワークショップ形式）</p> <p>★第8回推進準備委員会の開催</p> <p>議題：● 公民館・コミセンの使用ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会での検討結果について ● コミセン職員の採用状況について ● 運営委員会委員の「学識経験者枠」について ● 川口コミュニティ推進協議会規約について
2月	<p>☆第6回推進準備専門部会の開催</p> <p>議題：● 事業実施にあたっての関係団体の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会員の人数の検討について <p>★第9回推進準備委員会の開催予定</p>

川口コミュニティ推進組織 組織図（案）

令和3年2月12日
第6回準備専門部会後

組織名：川口コミュニティ推進協議会

コミュニティ運営委員会(15名以内)

地域委員(1)、総代(2)、公民館分館長(2)、老人クラブ(1)、スポーツ協会(1)、商工会(1)、社会福祉協議会(1)、NPO法人くらしサポート越後川口(1)、個人枠(学識経験者含む)(1)、コミセンセンター長(1)、各専門部会長(3)

【役割】○事業計画、収支予算決算、運営方針の協議・決定 ○運営に関する助言 ○役員・委員の選任

役員会

運営委員会正副委員長+各専門部会長+センター長

会計監査

運営委員互選2名(正副委員長除く)

職員推薦(選考)委員会(3名以上)

広報委員会

各専門部会代表+推薦者+コミセン事務局

コミセン事務局

センター長+コミセン主事

特別委員会(適宜設置)

3専門部会(各部会 20名以内)

【名称:職務】

- ①健康・福祉・子育て支援部会:健康増進や地域福祉の増進、子育て関係事業の企画運営に関すること。
- ②文化・スポーツ部会:生涯学習やスポーツ、文化歴史に関する事業の企画運営に関すること。
- ③まちづくり部会:集落や各種団体との連携や活動支援、防犯や交通安全、環境美化に関する活動に関すること。

【役割】

- ・部会の事業の計画及び実施に関すること。
- ・部会の運営に関すること
- ・このほか、必要と認められる事項

川口コミュニティ推進協議会規約 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「川口コミュニティ推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川口地域住民の自主的かつ主体的な活動を通して、地域住民の相互交流と連携を深め、住民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう、住民による地域課題の解決を支援しながら、住みよい地域社会づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域住民の相互交流、親睦及び連帯感の醸成に関すること。
- (3) 関係機関、地域団体相互の連携、協力体制の促進に関すること。
- (4) 地域の環境美化及び防犯・防災・交通安全に関すること。
- (5) 福祉の向上及び健康保持に関すること。
- (6) 女性、若者の参画及び青少年の育成に関すること。
- (7) スポーツ及び文化芸術の振興に関すること。
- (8) 公民館分館相互の連携交流に関すること。
- (9) その他、本会の目的に寄与する事業

(構成員)

第4条 協議会は、長岡市川口地域の住民、関係地域団体及び関係機関をもって構成する。

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会の運営を円滑に行うため、コミュニティ運営委員会 (以下「運営委員会」という。)、役員会、職員推薦 (選考) 委員会 (以下「推薦委員会」という。) 及び広報委員会を置く。

2 協議会の事業を推進するため、次に掲げる専門部会 (以下「部会」という。) を置く。

- (1) 健康・福祉・子育て支援部会
- (2) 文化・スポーツ部会
- (3) まちづくり部会

3 運営委員会が必要と認められた時は、特別委員会を設置することができる。

4 特別委員会の種類、構成員及び運営に関する事項等は運営委員会で定める。

第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(役員の選出)

第7条 正副会長は、運営委員会の委員の中から互選で選任する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、任期満了後においても、後任の役員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 コミュニティ運営委員会

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は、川口地域集落の代表者、関係機関の代表者及び専門部長等をもって構成する。

2 運営委員会の委員数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第12条 運営委員会は、会長が召集し運営委員会の議長となり、協議会に関わる事項を審議し、決定する。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の委員から運営委員会開催の要請があった場合は、役員会の審議結果に関わらず、速やかに運営委員会を召集しなければならない。

（審議事項）

第13条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

（1）協議会の事業の計画及び実施に関すること。

（2）協議会の予算及び決算に関すること。

（3）協議会規約等の改正に関すること。

（4）推薦委員会委員の選任に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

第5章 役員会

（役員会の構成）

第14条 役員会は、会長、副会長、専門部会長及びコミュニティセンター長をもって構成する。

（会議）

第15条 役員会は、必要に応じて会長が召集し役員会の議長となり、協議会に関わる事項のうち軽微な事項を審議し、決定することができる。

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 会長は、半数以上の役員から役員会開催の要請があった場合は、速やかに役員会を召集しなければならない。

（審議事項）

第16条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

（1）運営委員会の開催に関すること。

（2）緊急の事項に関すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

第6章 職員推薦（選考）委員会

（推薦委員会の構成）

第17条 推薦委員会の委員は運営委員会で協議をし選任する。

2 委員数は、3人以上とする。

3 推薦委員会は、役員会が兼ねることができるものとする。

（委員の任期）

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（業務）

第19条 推薦委員会は、会長からの協議に基づき次に掲げる業務を行い、審査結果を会長に報告する。

（1）事務局職員の任用更新についての判断

（2）事務局職員の推薦の場合は、任用及び更新についての判断

（3）公募及び採用試験の実施

第7章 広報委員会

（広報委員会）

第20条 広報委員会は、次の者をもって構成する。

（1）専門部会の代表

（2）運営委員会及び専門部会から推薦された者

（3）事務局員

（広報委員会の業務）

第21条 広報委員会は、正副会長と連携しながら次に掲げる業務を行う。

（1）コミュニティセンターだよりの発行に関すること。

（2）行案内チラシ発行等コミュニティ事業の案内等に関すること。

（3）ホームページによる広報及びホームページの維持管理

（4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的及び事業に関する広報全般に関する

ること。

第8章 専門部会

(部会の構成)

第22条 部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 川口地域の住民で、事業に協力しようとする者
 - (2) 川口地域内で活動する各種団体の構成員
 - (3) 運営委員会または部会長から推薦された者
- 2 部会の委員数は20人以内とする。

(部会役員)

第23条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 1人

2 前項の役員は、部会の会員の中から互選により選任する。

(部会役員の任期)

第24条 部会役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、部会役員は、任期満了後においても、後任の部会役員が就任するまでその職務を行うものとする。

3 部会役員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の職務)

第25条 部会は、協議会の目的及び事業に基づいて、次に掲げる活動を行う。

- (1) 健康・福祉・子育て支援部会：健康増進や地域福祉の増進、子育て関係事業の企画運営に関すること。
- (2) 文化・スポーツ部会：生涯学習やスポーツ、文化歴史に関する事業の企画運営に関すること。
- (3) まちづくり部会：集落や各種団体との連携や活動支援、防犯や交通安全、環境美化に関する活動に関すること。

(部会の会議)

第26条 部会の会議は、部会長が召集し、会議の議長となり、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 部会の事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 部会の運営に関すること。

(3) 前2号に掲げることのほか、必要と認められる事項

2 会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数のときの取扱いは、議長の判断による。

3 部会長は、半数以上の部員から部会開催の要請があった場合は、速やかに部会を招集しなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務局を円滑かつ適正に処理するため、事務局を「長岡市川口コミュニティセンター」内に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務及び会計の処理にあたる。

3 事務局員は、コミュニティセンター長及びコミュニティセンター主事とする。

4 事務局員は、各組織の要請により、協議会の自身の任用等に係る会議を除く全ての会議に出席することができる。

第10章 会計

(会計)

第28条 協議会の経費は、市補助金、活動に伴う収入、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第29条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第30条 協議会の会計の適正を期すため会計監査委員を置く。

2 会計監査委員は会長・副会長以外の運営委員会の委員の中から2人を互選する。

3 会計監査委員は会計監査を行う。

4 会計監査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、監査委員は、任期満了後においても、後任の監査委員が就任するまでその職務を行うものとする。

6 監査委員が欠けたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第11章 雑則

(任期の特例)

第31条 運営委員会委員及び推薦委員会委員を増員する場合の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委任)

第32条 この規約に定めのない事項については、運営委員会で決定するものとする。ただし、軽微な事項は役員会で決定することができる。この場合、決定事項については、運営委員会委員に速やかに報告するものとする。

(運営細則)

第33条 この規約の施行に関し、運営細則を設けることができる。

附則

- 1 この規約は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 令和2年度の会計年度は令和3年3月1日から始まり令和3年3月31日に終わる。
- 3 当初の役員等の任期については、令和5年3月31日までとする。

川口コミセン準備専門部会提案事業一覧

●表の見方

No.	事業名	健康	文	ま	市	事業内容・実施方法	補足事項等
	クッキングガイイベント	●			○	川口美食クッキングクラス ・健康的な食事作り教室 ・食推さんの親子クッキング ・父と子の親子クッキング ・男の料理教室	・シリーズ化して定期開催(予定) (山の暮らし再生機構も食文化の事業を実施)
	カラオケサークル	●	○			川口には夜間以外でカラオケが出来る店がない。気軽に多世代交流ができる場を作ったり、世代ごとに集まる機会を設ける。	・包括支援センター等の介護予防事業と連携が可能か検討 ・文化・スポーツ部会との連携を検討
	親子体操教室	●	○		○	幼児と親と一緒に手や体を使ってスキップを図る。「てくてく」や「ぐんぐん」のイベントのイメージ)	・「すこやか」との協力体制を確立
	地区対抗スポーツ大会	●	○			住民同士の交流・地元愛を深めるためのスポーツイベント。	・文化・スポーツ部会に提案 (文:「川口地区運動会」と同様の内容か)

健康…健康・福祉・子育て支援部会
文…文化・スポーツ部会
ま…まちづくり部会
市…支所・すこやか・児童クラブ等(長岡市)
●…発案部会

○…発案部会以外の関連部会。もしくは事業移管先
※ 事務局はすべての事業に何かしら関係するので欄を設けなかった。

※ 表中、記載がなくとも他団体(市・すこやか・児童クラブ・社協・NPO法人)くらしサポート越後川口・山の暮らし再生機構等)が同様の事業を既に実施している場合もある。

※ 表中の記載順序については、優先順位等を表すものではありません。

●他事業者同等事業実施状況

状況	事業者	事業名	事業内容等
○	NPOくらしサポート	クッキングイベント	・多世代クッキング(お嫁さんと姑さん) ※自分の義母には聞きづらいなどがある ・地元郷土料理教室 ※意外と独学の人が多くしつかりとした郷土料理を習いたいという声は多い
○	NPOくらしサポート	カラオケ大会	映画鑑賞と同様にお茶飲み会(寄合っこ)の一環として実施
○	包括支援センター		同様の事業を実施中(高齢者向け)
○	すこやか		同様の事業を実施

右表は他団体が同様な事業を行っている場合、内容を記載したもの
※ 実施場所・実施規模等は考慮していない。

○…現在、実施中の事業
□…過去に開催実績のある事業
△…現在検討中もしくは今後の事業計画

●健康・福祉・子育て支援部会事業

No.	事業名	健康	文	ま	市	事業内容・実施方法	補足事項等
1	クッキングガイイベント	●			○	川口美食クッキングクラス ・健康的な食事作り教室 ・食推さんの親子クッキング ・父と子の親子クッキング ・男の料理教室	・シリーズ化して定期開催(予定) (山の暮らし再生機構も食文化の事業を実施)

●他事業者同等事業実施状況

状況	事業者	事業名	事業内容等
○	NPOくらしサポート	クッキングイベント	・多世代クッキング(お嫁さんと姑さん) ※自分の義母には聞きづらいなどがある ・地元郷土料理教室 ※意外と独学の人が多くしつかりとした郷土料理を習いたいという声は多い

No.	事業名	健康	文	ま	市	事業内容・実施方法	補足事項等
2	親子料理教室	○			●	歯の健康月間に合わせ、講師により歯の磨き方とあわせて、歯に良い料理教室を実施	市が講師を派遣 ・食推さんに協力依頼
3	まちのちいさな映画館(仮)	●				川口で映画鑑賞が出来るような空間作り。全世代対象。	・視聴覚ライブラリーやムービーマシナジメンタカンパニーを利用
4	健康・福祉フェア	●				「正しい手洗い」を教えるイベント。(ブラックライトで見えないばい菌を浮かび上がらせる等)	
5	キッズ絵本スペースの創出	●				保育園のお迎えついでに立ち寄れる場所に位置するキッズスペースを設置。(文化会館の図書の有効活用も含め検討)	・保育園保護者アンケート実施を検討(必要性・場所・遊具)
6	スタディ&コミュニティスペースの創出	●				子どもたちや大人も集まる聴いの場で、安全に過ごすことが出来るような空間作りの一環として、勉強もできる部屋を整備。JRプラザの利用、文化会館の利用促進の方向で検討。学校に設置してはどうか?との意見もあり。	・実施場所を検討 ・監督者確保を検討 ・小中学生を含む学生アンケート実施を検討(必要性・場所・遊具)
7	公民館ホールの開放	●				子どもたちが健康的に遊べる空間作り。保護者の監督責任、ルールの徹底、使用可能な遊具の整備等、課題をクリアしてから。	・小中学生・保護者対象のアンケート実施を検討(必要性・場所・遊具)
8	カラオケサークル	●	○			川口には夜間以外でカラオケが出来ない。気軽に多世代交流ができる場を作ったり、世代ごとに集まる機会を設ける。	・包括支援センター等の介護予防事業と連携が可能な検討 ・文化・スポーツ部会との連携を検討
9	七夕会・クリスマス会	●				小学生と保護者・高齢者対象のイベントとして。	・既存事業として、すこやか・社協・包括支援センター等で個別開催しているもの、支所事業のクリスマス音楽発表会との共催を検討。
10	すこやか運動会とタアイアアップ	●				「すこやか運動会」に、健康福祉子育て支援部会が考案した企画を組み込む。	・「すこやか」との協力体制を確立
11	親子体操教室	●	○			幼児と親と一緒に手や体を使ってスキップや「てくてく」や「ぐんぐん」のイベントのイメージ	・「すこやか」との協力体制を確立
12	元気なえちご川口かわぐちち体操	●				「川口サテライト」と「くらサポ」により長く取り組まれてきたが、サテライトが令和2年度いっぱい閉鎖となるためコミセンで引き継ぎたい。	

状	事業者	事業名	事業内容等
○	NP0くらサポ	映画鑑賞会	昔懐かしい映画を大きなテレビで大音量での鑑賞会 ・鑑賞のための、こころ豊饒も出来る
○	NP0くらサポ	健康福祉	社協・包括支援センターに協力いただき、プラザで開催のお茶のみ会内で実施 ・エンディングノート作成 ・口腔ケアなど
○	NP0くらサポ	キッズスペース	きずな館内にキッズスペースを設置。地元の方でい らなくなっておもちゃ、絵本などの提供を受け、常 設
○	すこやか		同様の事業を実施
○			
○	NP0くらサポ	カラオケ大会	映画鑑賞と同様にお茶飲み会(寄合っこ)の一環と して実施
○	包括支援セ ンター		同様の事業を実施中(高齢者向け)
○	NP0くらサポ	季節感イベント	1/月 正月・節分・節句・クリスマスなど季節的行事を館 内レイアウトで設置 一緒に体験できるイベントも行っている
○			
○	すこやか		同様の事業を実施

No.	事業名	健康	文	市	事業内容・実施方法	補足事項等	事業者	事業名	事業内容等
15	スポーツフェスティバル	●	○	○	公民館事業引き継ぎ				
16	川口地区運動会	○	●		地区全体の交流	・小中運動会と重複しない秋以降の開催 ・人口減少で難しい、との声あり（開催したいとの声が多ければ、盛んな地域への見学も検討）			
17	地区対抗スポーツ大会	●	○		住民同士の交流・地元愛を深めるためのスポーツイベント	・健康→文化（文：「川口地区運動会」と同様の内容か）			
18	体力測定（健康スポーツ診断）	○	●		運動機能測定＋屋食はスポーツ弁当。	・健康・福祉・子育て支援部会との共有を検討			
19	川口マラソン	●	●		川口ならではの景色の中を走る。		NP0くらサポ	きずなマラソン	他団体実施の「きずなマラソン」にくらサポが協力した経緯あり
20	川口地区内たすきり	●	●		一体感の醸成		□		
21	子どもが気軽に参加できる体験教室	○	●		以前のかわぐち子クラブのような様々な体験教室。黄色いバスの送迎つきで親が仕事の時も参加可能。	・くらサポとの協力体制の確立が必要			
22	フリーマーケット開催（新）そば祭り	●	●		20～40代の地域活動への参加の入り口として。いろいろな地区のそばを交替わりで味わえる。スタンブラリー形式などで個々に行われている祭りを連携。 ※「そば」はファミリーとしては文化だが、まちづくり部会の要素もある。	・与板コミセンなどで開催実績あり			
23	かわぐちバル街	○	○		長岡方式のように地域一帯（店舗が集まっている東川口か）を回るのか、小千谷方式で1か所にブースを出して行うのか？	・まちづくり部会の事業、商工会との共有を検討 ・△「酒で内外の人を集める」はそもそもコミセンでやる事業として適正か ・支所地域では三島コミセンで開催実績あり			
24	文化祭（芸能発表会）	○	○	●	10月末から文化の日まで文化祭を公民館でおこなうもの	・文化の日（11/3）に芸能発表会を行う ・他地域の「コミセン祭」の内容と類似			
25	ふるさと塾（学びの里大学）	○	○	○	川口地域や長岡市の各地域の歴史や風土を学ぶ講座				
26	絵画教室（学びの里大学）	○	○	●	川口地域の自然豊かな風景を描き、技術の向上と文化振興を図る講座				
27	クリスマス音楽発表会	○	○	●	12月上旬の日曜日に「杜のかたらい」で実施				

事業名	事業内容・実施方法	補足事項等	事業者	事業名	事業内容等
No. 29	俳句大会 小学生・中学生・一般の部に分かれて作品を募集		文 ○	市 ●	

●まちづくり部会事業

No.	事業名	健康	文	市	事業内容・実施方法	補足事項等	事業者	事業名	事業内容等
1	まちづくり交流会の開催			●	地区団体の活動報告会		NPOくらすボ	まちづくり交流会	事業内容等 ・川口各地区で活動する団体の活動報告会・地域活性化のための討論会。震災後、設立された多くの団体の横の連携を図るために開催された。事業はサテライト、くらすボに引き継がれ、最近の開催はH28.4.18(くらすボ主催、支所・サテライトは協力という形)。
2	元気学習会	○		●	高齢者を対象とした認知症予防の学習会 本人や親を含め地域内で婚活に対する意識の醸成を図るための機会を作る。	・テーマを何にするかで主催がどの部に適しているか決まってくる 【例】健康講座…健康・福祉・子育て支援部会 歴史講座…文化・スポーツ部会 防犯講座…まちづくり部会	社協	おたっしや広場	月4回(水曜日)地区内の高齢者を対象に脳トレ体操やレクレーションなどを行い、お茶を飲みながらおしゃべりしたり情報交換して仲間づくりを実施。
3	婚活の学習会		○	●	婚活の学習会	県のマッチングアプリや、そらひと日和の活動の周知も含め、様々なテーマでの開催を検討。	NPOくらすボ	マッチングサービス	困った人と助けたい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり
4	シルバーカーの勉強会	○		●	シルバーカー利用者だけでなく、利用しない方のためにも交通安全指導の意味で講習会を行う。	・交通安全協会・老人クラブとの協力体制確立後に再検討			
5	コミュニティマップの作製	○	●	○	WEBページ作りと運動	・文化→まち			
6	みんなでしゃべろ！よってけてえ(仮)	●		○	復興支援・地域の活性化のため開催され規模縮小となっている「よってけてえ」を残していきたい。	・健康→まち			
7	分館施設の活用方法を考える			●	コミュニティマップを通して分館施設の有効な使い方を考える				
8	住民アンケート			●	今後のコミュニティ活動に活かせる住民アンケート ※全住民(〇〇歳以上等)が参加できる形式がよい	・コミュニティ補助金の有効活用のためにも、住民に必要性を確認するためのアンケートを随時実施したい ・アンケートは部会問わず必要となるが、取りまとめをまちづくり部会が担当するのはどうか	NPOくらすボ	生活実感調査	2014年6月～8月にかけて調査を実施

状	事業者	事業者名	事業内容等
○	社協	ふれあい福祉総合相談所	日常の心配事や悩み事の相談をうけています。毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 職員で対応してまいりますので来所の前にご連絡ください。
△	NP0くらサポ	マッチングサーバー	困った人と助けてほしい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり
△	NP0くらサポ	マッチングサーバー	困った人と助けてほしい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり
△	NP0くらサポ	マッチングサーバー	困った人と助けてほしい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり
○	NP0くらサポ	防災教室	防災体験キャンペーン ・疑似避難所体験 ・サバイバル体験
○	NP0くらサポ	イベントカレンダー	くらサポ便りに各地区から依頼されたイベント情報掲載 ・そばまつり、かんじきウオークなど
△	NP0くらサポ	マッチングサーバー	困った人と助けてほしい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり
△	NP0くらサポ	マッチングサーバー	困った人と助けてほしい人を取り持つ「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり

No.	事業名	健康	文	市	事業内容・実施方法	補足事項等
9	住民の相談窓口		●		地域の課題についての相談窓口。	例えば ●地区の祭礼に人手が必要 ●空き家で困っているという相談 ●子どもがなかなか結婚しない （行政に直接相談できないような悩み 事や身近な課題に対して） ⇒①コミセンで協議し解決策を探る ※まちづくり部会でとりまとめ、内容により各部会・運営委員会に割り振ってはどうか ②専門家の協力が必要な事案は関係機関を紹介（事務局）
10	地区祭礼支援		●		集客や、人員不足で悩んでいる集落のイベント支援。	・総代会やコミセンに直接あげられた要望に対し、部会や委員会検討
11	交通弱者の買い物支援	○	●		車の運転ができない高齢者の買い物支援	・ボランティア連合会等外部組織との連携を検討
12	地域イベントのベビシッター制度	○	●		イベントに子育て世代を呼び込むためのサーバービス。	・健康・福祉・子育て支援部会・すこやか・老人クラブ・保育園・母子保健推進委員に協力を求める
13	病児・病後児保育・ファミリーサポーター制度の充実	○	●		病児・病後児保育…看護師を配備した組織作りが難しい⇒ファミリーサポーター制度の充実	・健康・福祉・子育て支援部会・すこやか・老人クラブ・母子保健推進委員に相談 ・現状把握のための保護者アンケート実施を検討（預けられる身内がない理由など含め） ・部会や運営委員会で解決策を検討
14	部活の送迎支援	○	●		親の負担を減らす意味で、何かコミセンとして出来る事を考える。	
15	交通安全見守り隊の結成	○	●		防犯・防災MAPの作成も視野に入れて検討	協議のみならR3年から可能。老人クラブ・ポラ運・小中学校等に相談
16	防災教室	●	○		災害食作り・避難連絡場所の周知	・健康→まち
17	イベントカレンダーの作成		●		各地区の事業や、ボランティア団体の広告を掲載したカレンダーを作成。	・周知媒体としてHP活用も検討
18	ポイント制度・地域通貨		●		イベント参加（ポラボランティア含む）でポイントを貯め、地域の商店での買い物に使えるように。参加者が必要な他のイベントにも使えるように制度を整える。	・商工会との連携が必須
19	空き家活用について考える		●		空き家活用の専門家を育てる。人口の流出を抑え流入を促すために出来る事は何か考える。	・商工会青年部との連携、地域おこし協力隊の活用を検討

状	事業者	事業名	事業内容等
△	NPOくらすぽ	マッチングサービス	困った人と助けたい人との取り持ち「何でも屋・よろずや・御用聞き・お節介」など生活に対してお互いに助け合える環境づくり

No.	事業名	健康	文	ま	市	事業内容・実施方法	補足事項等
20	川口地域の店や施設・活動団体を紹介する冊子の作成			●		川口地域の利用団体・活動団体を紹介する冊子の作成	冊子の作成は難しいが、予算が付けばHPに追加機能として組み込むことはできそう。
21	通学合宿			○	●	小学生が田麦山公民館分館で2泊3日の合宿を行い集団生活を学ぶもの	
22	花ロード(学びの里大学)			○	●	花と緑にあふれた潤いのある地域にする講座	

●コミュニティセンター運営事業(コミュニティセンター事務局:抜粋)

状	事業者	事業名	事業内容等
○	NPOくらすぽ	SNS活用	観光協会と協力して「かわぐち」を活かしたSNS活用 SNSを通じて川口をより知り知ってもらう

No.	事業名	健康	文	ま	市	事業内容・実施方法	補足事項等
1	コミュニティダイより発行事業					コミュニティの啓発・事業案内等を行うための機関紙を発行する。	・担当:広報委員会
2	チラシ・情報誌の発行事業					コミュニティダイより補完するチラシを随時発行する。	・担当:広報委員会
3	コミュニティセンターのホームページ運営事業					ふる創事業のHP「まるまるかわぐち」を引き継ぐ。	・コミュニティセンター開設前…ふる創事務局が担当 ・コミュニティセンター開設後…ふる創より管理業務引継ぎ
4	HP、WEBページ開設	○	●			情報を集め、発信する仕組みづくり。申込もネット上でできれば若者参加のハードルが下がる。	・ふる創企画でR2年度開設、追加機能についてはR3年度から順次検討(主に事務局・広報委員会が対応)
5	オーブンニングセレモニー実行委員会の事務局					支所事業の芸術発表会に、全住民参加型の開設記念事業を組み込む。	・開催の有無、内容は自由(コミュニティセンターで検討) ・R3年度よりコミュニティ祭りへ移行
6	コミュニティ祭り実行委員会の事務局					支所文化祭・文化発表会と共催	・R3年度より年1回開催を検討 ・支所文化祭・文化発表会と共催を検討
7	コミュニティ活動推進組織の運営業務					川口コミュニティ推進組織の運営委員会、部会の会議等の業務を行う。	・運営委員会…定例会、その他適宜開催 ・部会…主にイベント開催月
8	コミュニティ活動拠点施設の管理運営					コミュニティセンター施設の管理・運営を行う。	・公民館の機能を残してのコミュニティセンターとなるため、施設の使用(公民館ルールで使用する部分とコミュニティセンターで使用する部分)については準備委員会で検討中

川口コミュニティセンター開設及び公民館・コミセンの違いについて

●川口コミュニティセンター（以下「川口コミセン」）について

- ・開設日…令和3年3月1日（月）から
- ・事務室…川口公民館事務室内に設置
- ・事務局職員勤務時間…原則、平日の午前9時から午後4時
- ・職員体制…センター長1名、コミセン主事2名（この他 公民館に1名職員を配置）
- ・電話番号…89-4417
- ・コミセンの位置付け

地域のコミュニティ活動*を積極的に進めるためには、住民の自主性と連帯に基づく地域課題への取り組みが必要不可欠ですが、住民のコミュニティ意識の啓発や各種活動への積極的な参加を促すことができるような体制づくり・システムづくりを確立していく必要があります。

コミュニティセンターは、コミュニティ活動を総合的に推進・支援するための、地域におけるコミュニティづくりの基幹施設です。

*コミュニティ活動とは…住み良い社会を築いていくために、そこに暮らす人達や各種団体が、積極的に力を合わせて行う地域活動で、主な活動としては次のようなものがあります。

- ・生活環境の美化、美観の維持等を目的とする活動
- ・健康の管理及び増進を目的とする活動
- ・交通安全、防犯、防災その他の生活の安全確保及び維持を目的とする活動
- ・祭り、運動会その他の地域住民の交流を目的とする活動
- ・文化及び生涯学習に関する活動
- ・体育、レクリエーションに関する活動
- ・社会福祉の増進を目的とする活動
- ・まちの緑化推進を目的とする活動
- ・青少年の健全育成を目的とする活動
- ・その他、コミュニティ推進の理念のもとに行われる各種活動

コミセンの主役は、川口地域で活動されている各種組織や住民です

各組織や住民におかれましては、その活動に川口コミセンを積極的に利用【組織等のPR（仲間の募集など）やイベント開催時のPR、各種制度（補助金等）や他組織等の情報収集、他組織との交流のきっかけ作り等々】していただくとともに、川口コミセンの活動にも積極的に御協力・御参加【コミセンイベントへの協力・参加、他団体が実施するイベントへの協力・参加等々】いただけますようお願いいたします。

○各種組織…集落組織、趣味などの同じ目的を持ったサークル団体、NPOなどの非営利の団体 等々

●公民館とコミセンの条例・規則上など制度上の違い

	公民館	コミセン
条例名	長岡市公民館条例	長岡市コミュニティセンター条例
規則名	長岡市公民館条例施行規則	長岡市コミュニティセンター条例施行規則

使用許可・不許可の決定者(条)	長岡市教育委員会	市長
使用料(条)	有料(減免等制度あり) ・社会教育関係団体(登録制)がその目的のために利用する場合は徴収しない。	無料
開館時間(規)	午前8時30分から午後10時まで (夜間の使用がないときは、午後5時まで)	午前9時から午後9時30分まで (夜間の使用がないときは、午後5時30分まで)
休館日(規)	12月29日から 翌年の1月3日まで	12月28日から 翌年の1月4日まで
申込開始日(規・運用)	2月前の日の属する月の初日	一般利用 ・地区団体※(下段参照)…1月前の日の属する月の初日 ・地区外団体…1週間前 ・個人利用…事前予約不可。平日の午前9時から午後4時で、当日空いている部屋のみ(占有利用不可)
利用制限(手引き等)	公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設であるため、以下の行為は禁止。 ○営利活動:もっぱら営利を目的とした事業や集会 (例)参加料を徴収して、利益がでるような活動、講演会 ・講師の私塾的な使用 ・講演会の後に、その商品を販売すること ・企業の主催する採用説明会など ○政治活動:特定の政党の利害に関する事業や、特定の候補者を支持する活動 (例)特定政党や個人への投票の呼びかけ ・特定政党への勧誘 ・署名活動 など ○宗教活動:特定の宗教(教派、教団など)を支持したり、支援する活動 (例)特定宗教への布教活動 など	利用許可条件 ・住民の地域活動の推進であること ※詳細については川口コミセンにお問い合わせください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※地区団体とは下記のいずれも満たす団体です ・団体に概ね過半数の川口地区住民がいること。 ・主たる活動場所が川口地区であること。</div>

●公民館・コミセンの利用上の考え方

- ・当面、現川口公民館の建物が「川口公民館」「川口コミセン」の2つの性格をもつ施設（2枚看板）となるため、利用について、いままでどおり公民館として受付・利用する際には変更がありません。
- ・開館時間・利用対象等が公民館の方が広くカバーしているので、公民館利用を基本としつつ、コミセン利用の方が有利な方がコミセン利用をするようなイメージとなります。
- ・利用者には申込時点で公民館として利用するか、コミセンとして利用するか選択してもらうこととなります。
- ・川口公民館以外の分館（泉水・田麦山）については、令和3年3月及び令和3年度は利用方法に変更はありません。（2枚看板とならない）

●川口コミセン開設後に川口公民館を公民館として利用する場合

・公民館として利用する場合は、予約方法や利用方法等は今までと変わりません。

●川口公民館を川口コミセン施設として利用する場合

- ・利用方法
 - 事前に団体登録が必要です。
 - 原則、事前予約制です。
 - 施設利用上の遵守事項は川口公民館と同じです。
- ・予約方法
 - 事務局職員がいる時間帯（平日の午前9時～午後4時）に所定の申請書を提出してもらいます。事前に団体登録してあれば、職員がいる時間帯なら電話での仮予約も可能です。
 - 事務局職員の勤務時間外は、予約の受付はできません。
 - 長岡市公共施設予約サービス（インターネット利用）を利用したコミセン利用予約はできません。
- ・使用料
 - 無料となります。

●公民館・コミュニティセンター利用上の遵守事項・注意事項等

→ 【現状のまま引き継ぐ】

○規則で定められている遵守事項

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで物品等の販売若しくは陳列をし、又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (3) 許可を受けないで特別の設備をしないこと。
- (4) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 使用した設備、備品等は原状に復し、清掃をすること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、係員の管理上の指示に従うこと。

○現在川口公民館で周知（掲示）されている事項

- (1) 使用の前後は必ず係員に届け出てください。
- (2) 許可なく飲酒をしない。（許可された利用者のみ）

- (3) 借用していない部屋には入らない。
 - (4) 使用した備品は終了後所定の場所に返す。
 - (5) 使用後は必ず清掃をする。
 - (6) 予約、閉館時間を守る。
 - (7) 使用記録簿を必ず記入すること。
 - (8) ロビー・トイレで騒がない。
 - (9) 調理家電の持込使用は禁止します。(ブレーカーが落ちる可能性があります)
- 現在川口公民館で周知(掲示)されている冷暖房機使用の基準

●その他

○現在川口公民館で行っている「子供たちのホール利用」

→ 【現状のまま公民館として引き継ぐ】

・概要

- ・開放時間 9:00～12:00 13:00～17:00
- ・対象 小中高校生(保育園児は保護者同伴のこと)